

障害者支援制度のご案内

☎ 福祉課 内2652・2653 ☎ 463-1598 FAX 463-1025

特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

支給額／

月額 1級 5万550円 2級 3万3,670円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度な障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

支給額／月額 2万6,340円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度な障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

支給額／月額 1万4,330円

※①、②、③のいずれの手当も、所得の制限があり、支給が停止になることもあります。受給要件・申請については福祉課までお問い合わせください。

現況届の提出について／

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届(所得状況届)の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずに提出をお願いします(7月下旬送付予定)。なお、現況届が提出されていない場合、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

重要!

肝機能障害も身体障害者手帳の交付対象となります

重症の肝機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、身体障害者手帳の交付対象となります。

手続きなどの詳細はお問い合わせください。
※肝機能障害用の診断書は、福祉課に指定の用紙がありますので、お越しいただくが郵送でご請求ください。

手話通訳者等派遣事業

聴覚等の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある方たちを対象に手話通訳者等派遣事業を行っています。原則、派遣費用は無料です。手話通訳の内容は、すべて秘密を守ります。

また、話の内容を文字にして伝える要約筆記については、埼玉聴覚障害者情報センターが対応します。費用は原則無料で、派遣を行っています。なお、朝霞市社会福祉協議会では登録手話通訳者を募集しています(試験は例年12月に実施しています)。

手話に関する☎／朝霞市社会福祉協議会

☎486-2479 FAX 486-2473

要約筆記に関する☎／埼玉聴覚障害者情報センター

☎048-814-3353 FAX 048-814-3354

重度心身障害者医療費助成制度

対象者／

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳A・A・B
- ③65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかを所持している方
 - ・音声または言語、そして機能障害、下肢機能障害4級(一部)の身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - ・障害基礎年金1・2級の証書

※新規の方は、福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金および入院時食事療養標準負担額

ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いて支給

申請手続／毎月15日(休日のときは翌日)までに申請された場合は、翌月の15日(休日のときは前日)に支給
※後期高齢者医療制度に加入されている方も、医療費の支給申請は必要です。

申請先／福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

※郵送でも申請ができますので福祉課までお送りください。

障害者移動支援

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的とした障害者移動支援事業を実施しています。

対象者／市内に住所を有する障害者等で次に掲げるいずれかに該当する方

- ①障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方。ただし、身体障害については諸要件があります。
- ②医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則としてかかった費用の1割負担(市民税非課税世帯は無料)

利用上限／月128時間以内

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請のうえ、利用決定をお受けください。

障害者等日中一時支援

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。

対象者／市内に住所を有する障害者等で次に掲げるいずれかに該当する人

- ①障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方
- ②医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則かかった費用の1割負担(市民税非課税世帯は無料)

利用上限／月10日以内

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請のうえ、利用決定をお受けください。